新型コロナワクチンの３回目接種について

◀最新情報を掲載（市ホームページ）

問合せ　新型コロナウイルス感染症対策室
ワクチン予約・相談コールセンター☎ 0570・015・670

新型コロナウイルスワクチンの３回目の追加接種は、２回目接種から概ね８カ月以上経過した人を対象に実施します。また、かかりつけ医や身近な医療機関でも接種できるよう、実施会場を大幅に拡大します。**ワクチン接種に関する状況は国の方針などにより日々変わりますので、最新情報は市ホームページでご確認ください。**

■３回目の接種について

対象者	新型コロナワクチンの２回接種を終了した人で、原則として概ね８カ月以上経過した 18 歳以上の市民
接種券（接種券一体型予診票）	医療従事者などを皮切りに、下記にあてはまる人に 11 月下旬から順次接種券を送付しています。 ①２回目の接種時に市に住民票があり、２回目の接種から７カ月経過した人 ②発送日時点で市に住民票がある人 ※予診票の右上に３回目用の接種券が印刷されています。 ※１回のみ接種した人には送付されません。 ※２回目接種後に他市区町村から転入した人は申請が必要です。 申請方法は市ホームページをご確認ください。
接種会場・日程	市内の病院・医院、集団接種会場 ※会場は接種券に同封された接種会場一覧をご確認ください。 ※日程は予約受付開始日の１週間程度前に市ホームページに掲載しますのでご確認ください。
ワクチンの種類	ファイザー社製またはモデルナ社製（承認後） ※各会場で使用されるワクチンが異なります。予約の際にワクチンの種類をご確認ください。 ※ワクチンの供給状況などにより、希望するワクチンを接種できない場合があります。

■接種日・予約受付開始日など（予定）

２回目の接種完了日	接種券発送日	予約受付開始日	３回目の接種日
令和３年３月～５月	令和３年 11 月下旬	１月 ６ 日㈭	１月下旬以降
令和３年６月	令和４年 １ 月中旬から	１月 25 日㈫	２月下旬以降
令和３年７月	令和４年 １ 月下旬から	２月 １ 日㈫	３月以降

※ワクチンの供給状況などにより変更となる場合があります。
※かかりつけ患者のみを対象とした医院の予約受付開始日は各医院で異なります。

■予約方法

接種を希望する人は、接種券が届きましたら予約受付開始日を確認し、次のいずれかの方法で予約をお願いします。詳細は接種券に同封された案内をご確認ください。

インターネット（24 時間受付）	窓口予約	電話
【専用 WEB サイト URL】 https://v-yoyaku.jp/222062-mishima ◀インターネット予約 ※市公式 LINE アカウントからも接続可	【受付場所（予定）】 北上文化プラザ、中郷文化プラザ、社会福祉会館、錦田公民館、保健センター ※予約受付日時は接種券に同封の案内に記載	【予約・相談コールセンター】 ☎ 0570・015・670 受付時間：午前８時 30 分～午後５時 15 分 ※土曜・日曜・祝日も受付 ※通話料自己負担

※かかりつけ患者のみを接種対象とする医療機関では直接予約となりますので、**受診の際に予約をお願いします。**なお、医療機関へ電話でのお問合せは診療に影響しますのでご遠慮ください。

～ マイナンバーカードで、いつでも・どこでも・すぐに ～

戸籍証明書のコンビニ交付が始まりました

わずか3分で証明取得！

問市民課☎ 983・2602

令和３年 12 月１日よりマイナンバーカードを利用する「証明書コンビニ交付サービス」のメニューに、新たに「戸籍証明書（戸籍謄・抄本、戸籍の附票）」を追加しました。キオスク端末（マルチコピー機）が設置されている全国のコンビニエンスストアで、簡単に証明書を取得することができますのでぜひご利用ください。

取得できる戸籍証明書

①戸籍の全部事項証明書 (戸籍謄本)…戸籍に記載されている人全員の戸籍証明書
②戸籍の個人事項証明書 (戸籍抄本)…戸籍に記載されているうち、選択した人のみの戸籍証明書
③戸籍の附票（謄本・抄本）…戸籍に記載されている人全員または選択した人の住所が記載される証明書
※本人が、現在在籍している戸籍証明書および戸籍の附票を取得できます。本人が現在在籍していれば、同一戸籍に記載されている人 (除籍者も含む) のみの戸籍抄本・戸籍の附票も取得できます。

利用できる人

市に本籍があり、有効な利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードを持っている人
※マイナンバーカード取得時などに設定した４桁の暗証番号が必要
※住民票が市外にあり、本籍が市にある人は事前に利用登録申請が必要

■利用登録申請（無料）

住民票が市外にあり本籍が市にある人は、初回のみ登録申請が必要です。コンビニのキオスク端末などから手続きできます。申請の際に本籍と筆頭者の入力が必要です。詳細はホームページをご確認ください。

▲申請の詳細

※利用登録申請後、利用できるまでに開庁日で４～５日間ほどかかります。
※電子証明書の更新、市区町村をまたいだ住所異動などを行った場合には再度の登録申請が必要です。

利用方法（戸籍証明書の場合）

❶コンビニエンスストアのキオスク端末（マルチコピー機）のメニューにある「行政サービス」から「証明書交付サービス（コンビニ交付）」を選択
❷ IC カードリーダ部分にマイナンバーカードを置き、利用者証明用電子証明書の暗証番号（４桁）を入力
❸「必要な証明書を選択してください」から、「戸籍証明書」を選択し、「交付種別」の選択と発行部数を入力し、内容を確認してから必要な手数料を支払い
❹証明書と領収書が印刷（❶～❹まで約３分）

▲操作の詳細

注意事項

■戸籍の届出直後は、当該届出内容が反映された戸籍がすぐに取得できない場合があります。
■戸籍の構成員の数や記載事項が多く、証明書が２枚以上にわたる場合、綴じられずに発行されます。証明書に固有の番号とページ数が記載され、複数枚で１通の証明書となります。

他の証明書もコンビニ交付で！

「コンビニ交付サービス」では、住民票の写し・印鑑証明書・課税(所得)証明書も取り扱っていますので、ぜひご利用ください。
【取扱時間】午前６時 30 分～午後 11 時
（12 月 29 日～１月３日、メンテナンス日を除く）